

定員に達しましたので、募集を締め切りました

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

令和8年3月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者に対して、特別教育を実施することが義務付けられています。この特別教育を以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

- 日時** (1) 令和8年5月20日(水) 8:30~16:20 (受付8:10~8:25)
(2) 令和8年5月21日(木) 8:30~16:20 (受付8:10~8:25)
(1)(2)は同じ内容です。どちらかを受講してください。
- 場所** 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)
- 日程** 【学科】①作業に関する知識(1時間) ②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識(2時間) ③労働災害の防止に関する知識(1時間) ④関係法令(0.5時間)
【実技】フルハーネス型墜落制止用器具の使用方法等(2時間)
【学科 4.5時間 実技 2時間】
- 受講料** 鳥取県労働基準協会会員 10,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)
(消費税10% 内税909円)
非会員 12,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)
(消費税10% 内税1,090円)
- 申込方法** 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526
口座 鳥取銀行 鳥取支店 普通 0051204
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部
- 受講申込・受講料支払期限** 令和8年5月7日(木) なお、各日とも定員30人とします。
- 実技の持参品** 「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」一式をお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方にはお貸しします。ヘルメットは不用です。実技にふさわしい服装、履物(スリッパ等は不可)で受講してください。
- その他** (1) 筆記用具を持参してください。
(2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。
(3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(4) 本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(Tel0857-29-1707)にお問い合わせください。
(5) 感染防止のための基本対策にご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(6) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。
(7) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。